The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	維新期陵墓政策の特質と展開 : 管理制度を中心に
Author(s)	上田, 長生
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2008, 42, p. 1-27
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/4287
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

維新期陵墓政策の特質と展開

――管理制度を中心に――

上田長生

はじめに

幕末期に国家祭祀の対象として政治的意味を付与された陵墓は、維新後、天皇制をイデオロギー的側面から支えるために整備されていく。本稿は、こうした維新期の陵墓政策の展開過程とその特質を、主として陵墓管理の問題から検討するものである。

幕末期に創出・修復された陵墓は、維新後の神仏分離・神道国教化政策・身分制解体などの政策・社会変動の中で、形成されつつある天皇制国家に相応した改革が目指された。こうした政策・構想は、幕末来のあり様を克服し、近代天皇制を支える陵墓の出発点となるもので、その検討は、近代の陵墓の特質を考える上で極めて重要な意味を持つ。維新期の神仏分離や宗教政策は、村上重良氏の先駆的な研究や、安丸良夫氏・羽賀祥二氏・阪本是丸氏らによる実証的な研究によって具体的かつ詳細に明らかにされている。(1) しかし、これらの研究では、全体の動向の中で部分的に陵墓に言及されているに過ぎないため、陵墓に即したより踏み込んだ検討の余地が残されている。明治初

年の国家祭祀や宗教政策をめぐる研究の到達点を踏まえつつ、陵墓政策を検討することが必要であろう。

一方、従来の幕末維新期の陵墓をめぐる研究では、幕末期と維新期が連続的に捉えられ、段階的な把握が不十分であった。これは、現在の墳形に改変される直接的な起点が幕末期の修築にあることから、幕末から近代への連続性に注目が集まったためと考えられる。従って、幕末期と維新期の各段階の特質が問われず、管理制度・祭祀の改革が持つ意味の踏み込んだ分析がなされてこなかったのである。こうした傾向は、考古学・古代史研究者による先駆的研究[2]や、天皇による祭祀の復興を強調する神道史研究[3]、幕末・明治期の陵墓と地域社会の関わりを考察した近年の茂木雅博氏・外池昇氏の研究[4]にも基本的に共通するものである。しかし、陵墓政策の特質や、村・地域社会との関わりをより深く理解するためには、連続的側面とともに祭祀や管理制度の段階的把握が不可欠である。

筆者は、これまで主に幕末期の陵墓と村・地域社会の関係を、当該期の社会・政治状況との関わりを含めて検討し[5]、維新期についても若干の見通しを述べ、近世後期から維新期の陵墓・皇霊祭祀の流れについても検討を加えてきた[6]。本稿でもかかる視点から、幕末期に形成された陵墓管理制度・祭祀がどのように問題とされ、改革されるのかを分析することで、当該期の特質を段階的に把握していきたい。あわせて、これまで十分検討されてこなかった神仏分離の具体的な内実や、諸陵寮の組織と実態、政策課題等も明らかにしていく。諸陵寮の組織や神仏分離については、藤井貞文氏・武田秀章氏の研究[7]でも論究されているが、神仏分離の具体的な内容は十分検討されておらず、管理制度の問題も組み込まれていない。また、陵墓を分析する場合、皇霊・陵墓祭祀と合わせて、村における実際の管理制度を問題にしなければ、当該期の社会との関わりにおいて陵墓の意味を十分に捉えることができず、神仏分離の内実をより踏み込んで明らかにすることもできない。

以下ではまず、これまで知られていなかった史料も用いて明治諸陵寮の組織と政策課題を検討し、次いで明治七年の陵墓管理制度の改革の実態と意味を明らかにする。なお本稿では、主として諸陵寮から教部省にいたる政府の政策に焦点を当て、それと関わる限りにおいて村・地域社会の状況についても言及することとする。

第一章　明治諸陵寮の組織と政策課題

第一節　明治諸陵寮の組織・職務

本章では、諸陵寮の組織・職務の実態と政策課題を検討し、維新期の陵墓政策の特質を明らかにしていきたい。

まず、既に従来指摘[8]されている点であるが、維新期の陵墓政策の方向性を決めた山陵御穢の審議と諸陵寮設置の経緯について改めて確認しておきたい。

維新後、明治天皇の東行に先だって、前例のない天智陵・孝明陵への行幸が計画された。ところが、山陵とはいえ、墓所への行幸には仏教的穢観から朝廷内での反対が強かった。そこで、行幸の障害であった仏教的穢観を否定するため、慶応四年（一八六八）閏四月に制度事務局で「山陵ヲ以テ神社ニ被擬候旧証」の諮問、いわゆる山陵御穢の審議が行われた[9]。審議では、幕末の修陵を考証面で主導した谷森善臣が山陵を「世人ノ穢処ト心得申サヽル様、天祖ノ神宮ニ被為擬、潔清ニ　御尊崇被為在度」と、山陵に穢はなく、神宮のように潔清に尊崇すべきだとする一方、勢多章甫は「神社ニ難被擬歟」という意見を述べた。議論の詳細は不明であるが、結果的には「御穢ノ事、廟議遂ニ之ナキニ決セリト云」と谷森の意見が採用され、仏教的な解釈による穢観は否定される。こうして、公家達の抵抗で再三延期されながらも、反対意見を抑えて八月二九日に行幸が実現した。この廟議は、高木博志氏が指摘[10]

するように、山陵は清浄であるという近代の陵墓観の端緒となるものであった。

しかし、公家層を中心に「山陵＝穢」観は依然根強く、[11] 古代律令官制下で陵墓を管轄した治部省が明治太政官制で設置されず、神祇官が山陵を管掌することになると、山陵観をめぐる対立が顕在化した。九月の「神祇官上申」[12] では、「山陵ノ儀当官総管ニ被仰出候処、職員打混候テハ清穢ノ別不相立議論沸騰可致ニ付、山陵事務ハ別局ニ仕、神祇事務ト混雑不相成様仕度」、また「泉涌寺等穢ニ相定居候分甚難取扱」と述べ、泉涌寺等は穢であるので、清穢の別を立てるために神祇事務から陵墓事務を切り離す必要があるとした。こうして、山陵から仏教的要素を払拭することを主要な課題として、同月諸陵寮が再興されることになった。[13]

では次に、諸陵寮の組織・職務の実態を検討していこう。表1は諸陵寮を構成した官員の一覧である。ここから指摘できる人的構成の特徴は、幕末期の修陵に関わった人々が結集していることである。宇都宮藩関係者では諸陵頭戸田忠至・戸田忠直・渥美政同、考証家では谷森善臣・砂川政教（元京都町奉行所与力）がいる。特に谷森は、神武陵・桓武陵等の主要な山陵の所在地決定に大きな影響を与え、考証の面で修陵を主導した。谷森の関係者として、従弟で幕末の諸陵寮官人の大橋長憙や、門下の大澤清臣の名前がみえる。その他、元水戸弘道館訓導で藤田東湖と共に陵墓探索に携わった西宮宣明や、武蔵国不中六所神社神主で少宣教使の猿渡容盛、後冷泉・近衛天皇火葬所の長を務めた御室御所家人本多盾臣等も含まれている。こうした諸陵寮を主導したのは戸田と谷森であったと考えられる。谷森は、山陵御穢の審議で「山陵＝穢」観を否定して天皇の山陵親拝を実現させ、神祇官内でもその「制度面・文献考証面での才能を高く評価され」[14]、神祇行政を主導した福羽美静に信頼されていたという。彼らは表2のような職掌構成でその職務にあたっていた。これらの人々は、諸陵寮廃止後もその多くが陵墓事務に携わり、巡

見・修繕監督や未定諸陵墓の考証・治定作業を進めていった。

次いで、明治四年四月「諸陵寮規則」[15]から諸陵寮の職務を検討する。左に掲げたのは諸陵寮の職務に関わる箇条である。各条には便宜的に番号を付した。

①一寮官日々巳剋出仕巳後本官退出ノ期ヲ伺ヒ、一同退出スヘキ事
　但節朔・十六休暇之事

②一寮官出仕セハ必ズ先掲示ノ諸陵御祭日録ヲ拝シ奉リ、畢テ銘々分課ノ御用ニ取掛リ無懈怠相勤可申事

③一他官ヲ以テ寮官ヲ兼任シ寮

表１　諸陵寮職員（明治４年７月まで）

頭	戸田忠至	山陵奉行・高徳藩主	宮内大亟従四位行
権頭	中條信礼	高家中大夫隠居	４．４．５免、従四位行
助	谷森善臣	内舎人・大和介	御系図取調掛兼
権助	西宮信明 八木　雕	水戸藩	４．５．９免 後に教部権少丞・内務省属
允	猿渡容盛 大澤清臣	武蔵国不中六所神社神主 右史生主補官人	宣教使少博士
権允	天野正世 上野在方 戸田忠直 砂川政教 渥美政同	山口藩 熊本藩 宇都宮藩 京都町奉行所与力 宇都宮藩	４．５．17転／後に教部少丞 免官日不明
大属	永田元利 大橋長憙 深尾吉真 大畑弘国	曽我野藩 諸陵寮史生官人・河内大目 柳川藩	免官日不明 正七位行 後に教部省一一等出仕
少属	多田親愛 長濱樞機 田中武保 青木千枝 本多盾臣 大久保忠保 小西義敬 師岡孝胤 狩野則信	芝神社祢宜 桑名藩 彦根藩 仁和寺宮家人出羽介男 五一郎芳信／静岡藩	3.12.22 免 3.12.22 免 3.12.26 免 免官日不明 後冷泉・近衛火葬所元長役

（『諸陵寮職員出仕簿』宮内庁書陵部図書課所蔵、金杉英五郎『山陵の復古と精忠』より）

表２　諸陵寮官員職掌表（『諸陵関係雑雑』宮内庁書陵部図書課所蔵より）

頭	在東京一人	正五位	諸陵祭祀之礼典ヲ修メ寮中ノ庶務ヲ総判スル事ヲ掌ル
権頭	在西京一人	従五位	掌ル事頭ニ同シ
助	東西各一人	正六位	寮官ヲ指揮シ寮中ノ文案ヲ検知スル事ヲ掌ル
権助	東西各一人	従六位	掌ル事助ニ同シ
允	東西各一人	正七位	寮中ノ公文勘文其佗瑣々タル事件モ決ヲ本官ニ取ル類ハ案文推敲ヲ遂ケ頭助ノ検覈ヲ受ケ取捨緩急其宜ニ適スル事ヲ掌ル
権允	東西各二人	従七位	掌ル事允ニ同シ
大属	東西各一人	正八位	公文ヲ浄写シ勘文ヲ校訂シ長守戸ヲ検校スル事ヲ掌ル
権大属	東西各二人	従八位	掌ル事大属ニ同シ
少属	東西各二人	正九位	諸陵関係ノ記録画図ヲ繕写シ寮中ノ用途諸品ヲ出納ス
権少属	東西各三人	従九位	掌ル事少属ニ同シ

官ヲ以テ他官ヲ兼任スルノ輩ハ、両官参仕其時宜ニ隋ヲベキ事

但期ニ臨テ其長官ノ処分ヲ請ヒ許可ノ後進退スヘキ事

④一寮官新補・転任・兼任等ノ事アル時者、寮議検印ノ書付ヲ以テ本官ノ処分ヲ請フヘキ事

⑤一寮官一同互ニ相助ケ官等ノ高下ヲ論セス、所存ノ事件ハ忌憚無ク評論ヲ尽スヘキ事

⑥一御祭典及ヒ御陵現地ノ模様ヲ熟知スル為、官員各半年ヲ期限トシ東西交代之事

但定期ヲ立トイヘ共、其人ニ依リ交代ノ遅速アルハ寮頭ノ指揮ニ可隋事

⑦一御陵御祭典当日ヨリ凡三十日以前、神饌幣物之品目其餘事々件々先例ヲ尋テ、本官ニ註進シ、本官検印畢テ京都同寮ヘ申達スヘキ事

⑧一御祭典式者京都同寮ニ於テ取調ヘ、同所本官ノ処分ヲ請フヘキ事

但神饌幣物等者勿論諸用度ノ品目、同寮ニ於テ取調ヘ、前同断本官ノ処分ヲ請ヘ事

⑨一諸陵破損修理等ノ事アル時者、寮官検印ノ書付ヲ以テ本官ノ処分ヲ請フヘキ事

⑩一諸陵御在所未定或者崩御ノ月日未詳ノ類者、尚ヨク此ヲ古書ニ徴シ、実地ニ索メテ勉励考究シ奉ルヘキ事寮官ノ専務タリ、緩怠シテ事実ヲ誤ルヘカラサル事

⑪一諸陵長・守戸之輩名籍者当寮ニ於テ取調ヘ置ト雖モ、其身分ニ於テ者各其管轄地方官ノ処置ニ任スヘシ、若改補等ノ事アル時者、寮官検印ノ書付ヲ以テ本官ノ処分ヲ請フヘキ事

但年分御手当被下金等ノ儀者、追テ御規則御決定ニ相成候迄、先規ノ例ヲ以テ、年々十二月京都同寮ニ於テ取調ベ、本官ヘ註進シテ処分ヲ請フヘキ事

⑫一御所近傍出火其外非常之節者、昼夜ニ不限麁速ニ可馳参事
（神武例祭・先帝例祭・近陵年回祭典・遠陵年回祭典・近陵遠陵之事・荷前奉幣之事・皇后皇子皇女墓祭儀　略）
⑬一京畿之　諸陵毎年一度寮官巡視古例之通可被　仰出哉否之事
右之件々奉伺候、宜敷御沙汰可給候、以上

これは、末尾の文言から神祇官への伺書であったと推定される。他の史料からうかがえる職務とも齟齬がないため、概ねこうした規則に基づいて運営されていたと考えられる。①～⑤の官員の出仕・補任・兼任などに続いて、職務内容として⑥⑦⑧陵墓祭典の調査と準備、⑨陵墓の破損修理、⑩未定陵墓と崩日の考証、⑪長・守戸の手当金支給が挙げられている。⑬では諸陵巡見も挙げられているが、諸陵寮期には大規模な巡見は行われていない。また、この段階で治定されていた山陵は全て畿内に所在したため、⑥のように京都に出張所がおかれ、半年交代での勤務となった。以上のように、諸陵寮の職務は未定陵・忌日の考証・巡検による陵墓の祭祀・管理であった。

第二節　明治諸陵寮の政策課題

では、諸陵寮では具体的にどのような政策が立案され、実施されたのだろうか。ここでは、明治三年六月『神祇官陵記』[16]と同八月『御陵御改正案』[17]の二つの陵墓改正案から検討していきたい。この二つの史料は、神祇官への伺か、あるいはそのためにまとめられたものと考えられる。現在残されている諸陵寮に関わる史料は、陵墓の考証に関わるものが大半で、具体的な政策が分かる史料は貴重である。

明治三年八月『御陵御改正案』は、既に藤井貞文氏・外池昇氏によって紹介されているが、[18]再度内容を確認していこう。まず冒頭では改正の趣意が述べられている。すなわち、維新以来「神仏混淆不相成旨先般御布告」となり「御陵御祭典全神祇道」で行うようになったにも関わらず、「御陵ニ関係仕候泉涌寺其外依然巨刹ヲ搆へ、其侭被差置候者矢張浮屠混淆之筋ニ相当リ、何共奉恐入候次第ニ付、何卒早々還俗復飾被仰付度」と、泉涌寺以下の諸寺院が陵墓と関係をもっていることを問題とし、彼らを還俗・復飾させ、神祇式で祭典を行うことで「神世以来御一統之皇室御歴代御追孝之御祭典、御陵之御取扱方等ハ上親王・華族ヨリ下億万之庶民迄モ模範」とすべきだとしている。諸陵寮設置の主要な理由であった陵墓の神仏分離が求められているのである。さらに続けて、泉涌寺の廃止をはじめ、陵墓所在諸寺院の僧侶の復飾、仏像・仏具類の撤去、石塔撤去、位牌埋納号彫刻の大石設置等の具体的な改正案が列記されている。泉涌寺については、廃寺後の僧侶の処遇や仏像・仏具の扱いまで検討されている。

このように諸陵寮では、その設置の主要な目的であった神仏分離が具体的に検討されていた。この点はこれまでも知られていた。では、諸陵寮の全体的な政策はいかなるもので、その中で神仏分離はどのように位置づけられるだろうか。明治初年の陵墓政策をトータルにとらえ、当該期の特質を理解するためには、神仏分離の指摘にとどまらない政策課題全体を検討する必要があるが、明治三年六月『神祇官陵記』はそれをうかがうことができる史料である。本史料はこれまで知られていなかったが、諸陵寮の政策課題が詳細に述べられており、諸陵寮やその後の陵墓政策が何を課題としたのかを具体的に知ることができる。その冒頭では、表3のような僧侶の復飾と法華堂・石塔の撤去等の山陵所在諸寺院に対する具体的な処分案が列挙され、続いて、陵墓とその祭祀に関わる諸事項に関する方針案が述べられている。長文の引用となるが、後半部分を掲出する。本史料にも便宜的に番号を付した。

①
一御一新以前ヨリ　諸陵追々御修補被為有候へ共、年月ヲ歴ルニ従ヒ自然御破損ノ箇所モ出来候哉ニ相聞エ恐入候御儀ニ奉存候、就而者当秋中ニ先ツ寮官四・五員ヲ発遣セラレ、諸陵巡視被　仰付度、其上永年巡視ノ期限ヲモ相定ラレ候様有之度奉存候事

②○
一御陵未定ノ分者実地ヲ今一際研究仕度、就テハ寮官巡視ノ時ニ当テ其ノ便ニ従ヒ、其地ニ就テ更ニ遂探索候様被　仰出度、左候ハヽ、数年ノ間ニ追々御実跡検出ニ相成可申奉存候事

③○
一神代三陵ノ事兼而鹿児島藩ヨリ差出候図面モ有之、先輩ノ考証等モ有之候へ共、右者無此上尊厳ノ御遺蹟ニ候へ者、更ニ命令有而寮官ヲ彼地ニ被差遣検知セシメラレ候様有之度、其上古例ノ如ク　皇都近郊ニ斎場ヲ被為定置、毎歳御遥祭ノ御規則ヲモ被為定候様有之度御義ニ奉存候事

④
一諸陵御祭典神祇式ニ被為依候ニ付而者、泉涌寺其外　陵墓ニ関係イタシ候寺院ノ御所置、并従来ノ御石塔或ハ法華堂等ノ類如何被仰出候而可然哉、広ク御下問被為有、衆議ヲ以テ御決定被　仰出候様有之度奉存候

⑤
一御追遠御祭典之儀、去年十二月廿七日　後山国陵遠祭・今年正月廿六日弘化陵廿五回御遠祭・四月十五日桧隈阪合陵千三百回御遠祭被為遂行處、年回年忌等ノ儀議論沸騰ニ付、更ニ当寮所存ヲモ言上可仕旨被仰付候処、即今寮議未タ決定不致候、右者永世ノ御制度ニ拘リ重大ノ事件ニ候へ者、前件同様広ク衆議ヲ被為尋候上御決定可然哉ニ奉存候、右ノ一段御決議ニ相成不申候而者御祭典御規則モ相定リ兼恐懼之至奉存候事

⑥
一諸陵守護ノ儀従来被差置候長・守戸ノ輩ハ、元来市井村落ノ庶民兼帯勤仕ノ例ニ有之、至重ノ御場所平常

○右様軽輩ノ手ニ任セ置レ候儀イカニモ恐懼ノ御事ニ奉存候、就而者先頃奈良県ヨリモ言上有之候如ク、御陵毎ニ諸神社ノ神主・祢宜等ニ比例致シ候程之身柄ノ者ヲ被為遣、平日長・守戸ノ輩ヲ指揮イタシ、域内ノ掃除等ヲ検知イタシ候様被　仰出可然哉ニ奉存候

⑦一荷前使御再興被　仰出候様有之度、就而者発遣ノ日限参向ノ人員、其余管管ノ地方官へ被　仰渡方等御決議被仰出候様仕度奉存候、御幣物之品目等ハ古今ヲ斟酌イタシ、兼而寮中ニ於テ取調置候様仕度奉存候事

⑧○一御歴代御諡号中古以来　御院号ヲ奉リ置セラレ候分者、更ニ御改革被為有候而、文雅ノ御諡号御追奉被為有候ハヽ、当今文明ノ御世ニ於テ天下貴賤挙而難有御儀ニ可奉存候、此段至急御評議論被為尽候様有之度奉存候事

⑨一御陵号ノ儀中古以来者御葬儀全く仏典ニ被為依候御事ニ付、或ハ寺号ヲ以其侭　御陵号ニ被用、或ハ泉山九重石御塔・深草安楽行院法華堂等之類者別段御陵号モ相定リ不申候、右等之分者御評論ノ上御陵号被奉定候様有之度奉存候事

⑩一御歴代諸陵御祭典神祇式ニ被為依候上者、皇妃・皇子・皇女ノ御方々ノ御追祭モ御同様御改正ニ相成候儀勿論ニ奉存候、就而者御祭典御規則　御決定被　仰出候様有之度、且現存之陵墓追々御評議被　仰出度奉存候事

⑪一今般　御一新ニ就而者　神代以来御歴代御系図御撰定、天下ニ頒告被為有候様有之度奉存候、従来ノ侭御因循被為有候而者、朝野区々之御纂図世上ニ行ハレ、実ニ以恐懼至極之義ニ奉存候事

右ノ件寮中見込追々取調精細言上可仕候へ共、先ツ其大綱ヲ建白仕候間、兼而宣教使へモ御尋問被成下候而

衆議決定　官裁被　仰出候様奉願候也

庚午六月

ここには、①当秋の諸陵巡見と定期的巡視の実施、②未定陵の実地検分と確定、③神代三陵治定と斎場の設置、④泉涌寺以下諸寺院の処置についての衆議下問、⑤年回年忌制度についての衆議下問、⑥長・守戸の上位への神主のような指揮役の設置、⑦荷前の再興、⑧院号の天皇への新諡号選定、⑨陵号選定、⑩諸皇族を含む祭典規則の制定と墓の治定、⑪神代以来の歴代系図選定、の一一項目の改正案が挙げられている。

このうち、①②は先述のように諸陵寮期には実施されなかったが、明治六年（一八七三）に破損調査の巡見が行われている。[19] ③は「先輩ノ考証等モ有之」とあるように、近世の国学者白尾国柱による考証以来、その所在地をめぐって論争が続いていたもので、[20] 明治七年七月一〇日に確定される。[21] ⑤⑩は「諸陵寮規則」の規定通り考証・整備が行われていく。⑥では幕末来の「市井村落ノ庶民」による管理が問題とされ、「諸神社ノ神主・祢宜等ニ比例致シ候程之身柄ノ者」に長・守戸を監督させるべきだとしている。諸陵寮では、長・守戸による管理は「至重ノ御場所」にはふさわしくなく、

表３　陵墓所在寺院処置案（『神祇官陵記』宮内庁書陵部図書課所蔵より）

陵　墓	寺　院	処置内容
開化陵	大和念仏寺	坊舎移転
一条陵等五陵・円融火葬所	龍安寺	僧侶の排除
鳥羽・近衛陵	安楽壽院	陵上の堂撤去・復飾
後白河陵	大仏大興徳院	法華堂破却
六条・高倉陵	歌中山清閑寺	復飾
後鳥羽陵	大原勝林院	陵上の石塔破却・復飾
深草一二陵	安楽行院	法華堂破却・復飾
後伏見火葬所	松林院	復飾
後嵯峨・亀山陵／火葬所	天龍寺	法華堂破却・一ケ院復飾
亀山分骨堂	南禅寺	陵上の堂破却・復飾
後醍醐陵	如意輪寺	復飾
後村上陵	観心寺	一ケ院復飾
後亀山陵	福田寺	石塔撤去・寺坊移転
光厳・後花園・後土御門陵	山国常照寺	堂の破却・復飾
後花園火葬所	大応寺	復飾

より管理者の地位を高める必要があると考えられていたのである。管理制度の改革問題は次章で詳しく検討したい。⑦⑨は実際には決定・実施されることはなかった。⑧も近世の排仏論以来問題とされていたが、大正末年に至ってようやく「○○院」「○○院天皇」の院号を省くことで歴代天皇が「○○天皇」に統一され、名称上において仏教色が除去される。[22]⑪は南北朝正閏論を含むデリケートな問題で、陵墓の確定と皇統譜が同時に問題とされていたことを示している。これは、「朝野区々之御纂図」とあるように、直接には民間で刊行されていた歴代系図等が問題とされたものだが、系譜調査は、明治三年閏一〇月に設けられた御系図取調掛で福羽美静や宮内大丞小河一敏、[23]谷森善臣等によって進められていく。

では、こうした政策課題は、全体としていかなる評価が可能だろうか。幕末期との決定的な違いとして指摘できるのは、第一に神祇式祭祀への一元化の志向と神仏分離、第二に諸皇族墓の治定と祭祀、皇室系図の編纂である。

神祇式祭祀への志向と神仏分離については、既に幕末期にそうした端緒があったことは、孝明天皇の葬送において泉涌寺の排除が試みられたことからも明らかである。[24]しかし、山城・大和では、旧来の寺院と陵墓の密接な関係を断ち切ることができず、多くの寺院を取締として陵墓管理者に含み込むことで、ようやく管理が実現していた。これに対して維新後、諸陵寮の設置目的に加え、神仏分離の潮流の中で仏教色の払拭が目指された。ところが、旧来天皇家と関係の深かった寺院はそれを由緒としていたため、神仏分離を徹底する必要があるにもかかわらず、実際には容易に実施することができなかったのである。そのため、周知のように、宮中で明治四年五～一一月に神仏分離が進められ、御黒戸・門跡号・諸家執奏の他、太元帥法・後七日御修法等の仏教儀礼が廃止され、宮中から仏教色が払拭される[25]一方で、陵墓については、明治三年段階で検討されていたような泉涌寺の廃止や諸寺僧侶の還俗

等は実施されず、年忌法要等も諸寺院の私的祭祀として継続された。また、右記の寺院の強い由緒以外の要因として、宮中勢力（公家・後宮）の抵抗と、中央での神祇式の皇霊祭祀の制度的確立が挙げられる。特に祭祀については、明治二年一一月「神祇官上申」で、中央での皇霊祭祀によって「山陵無残御参拝不被遊候トモ、乍恐御孝道モ御十分ニ被為立候」[26]と述べるように、中央の神祇官神殿での皇霊祭祀の整備がまず優先され、明治四年にこれが確立することで、皇霊への追孝が可能になった。こうして諸陵寮は、神仏分離を主要な課題として設置され、陵墓に関わる政策課題を網羅的に提起しつつも、多くの課題を残したまま、神祇官の神祇省への改組に伴って、明治四年八月四日に廃止される[27]。陵墓事務は、神祇省から教部省へと引き継がれていく。

次に、諸皇族墓と皇室系図の編纂については、系図編纂そのものは御系図取調掛によって担われていくことになるが、諸皇族墓を探索・治定し、祭祀を行うという点で、皇族の範囲の確定は陵墓政策と共通する課題であったといえる。そもそも近世の陵墓考証や修陵では、皇后陵や諸皇族墓が問題とされることは稀で、いまだ所在不明のものも多い天皇陵が問題とされた。幕府や朝廷でも天皇陵以外の諸皇族墓を探索・修復することはほとんどなく、公的に把握しようとする志向もなかった。これは近世の朝廷内で宮家にさほど重要な位置が与えられておらず[28]、多くの皇族が出家するといったあり方とも対応するものだろう。ところが、維新後は、②のように引き続き未定天皇陵の探索・治定が進められる一方、それまで顧みられることのなかった諸皇族墓も祭祀・管理の対象と認識され、皇統譜の確定が課題となったのである。これは、古代以来、各宮家が私的に祭祀・管理していた諸皇族墓が、初めて国家的な祭祀・管理の対象となったことを意味している。しかし、治定・祭祀の範囲が拡大したことで、いくつかの問題が派生することになった。天皇陵ですら治定の根拠が薄弱で、未定のものを残している中、より根拠となる

史料の乏しい皇后陵・諸皇族墓の探索・治定は大きな困難を抱えていた。[29] 明治四年以降全国的な探索が展開され、膨大な諸皇族墓が治定されていく一方、祭祀対象を確定できないまま、陵墓に準じる扱いをうけることになる陵墓参考地にこうした問題が集約されていくことになった。[30] また、諸陵寮は「皇妃・皇子・皇女ノ御方々ノ御追祭モ御同様御改正ニ相成候儀勿論」と諸皇族の祭祀にも強い意欲をみせていた。ところが、実際には膨大な祭祀の実施は容易でないことに加え、祭祀の増加によって後述するような歴代天皇の祭祀との軽重の差が不明確となるといった問題を生み、後に春秋二季皇霊祭へと収斂していくことになる。[31]

以上、本節においては、維新期の諸陵寮の実態と政策課題を検討した。神祇官内で神祇事務と陵墓の分離を図るために「復興」された諸陵寮では、明治三年の段階でかなり具体的な陵墓の神仏分離が検討されていた。ところが、旧来の寺院と陵墓の密接な関係に加えて、中央では皇霊祭祀の制度的確立が優先されたことなどから、この段階では神仏分離は行われなかった。また、諸陵寮の政策課題として、神代三陵以下未定諸陵墓の治定・陵墓管理者の地位向上・祭典規則の制定・系図確定等、以後の政策課題が既に出揃っていた。しかし、これは裏返せば、いずれも容易には実現できなかったためにこの後も課題として引き継がれていったと捉えることもできよう。諸陵寮廃止後は、神祇省―教部省で引き続きその解決が目指されることになる。

第二章　陵墓管理制度の改革

第一節　長・守戸の廃止

諸陵寮内では陵墓と寺院の神仏分離が構想され、また長・守戸のような「市井村落ノ庶民」による管理が恐懼で

あるとして、幕末来の管理制度の改革が検討されていた。未定陵の治定や、明治四年（一八七一）以降の全国的な諸皇族墓の探索・治定によって、陵墓管理の問題はより緊急の課題となっていた。同年九月の諸陵寮廃止に先立つ二月に京都出張所が廃止された際、俸給支弁を除いて「取締・長役・守戸等諸願伺届并ニ俸金渡方等」は各地方官が扱うことになった。[32]そのため、管理制度は各地方官でも問題とされていく。明治六年三月の奈良県から教部省への長・守戸をめぐる伺書[33]では、管内の長五二人・守戸一八一人に毎年一二八七円の俸金を払っているが「長・守戸等御陵ヲ距コト二里・三里之地ニ居住致候者多分ニ而、自然御守護不行届之向不少、従前之姿ニ而者寧地方之戸長兼務ニ而茂可然、到底有名無実」と、長・守戸ではなく、むしろ戸長に兼務させた方がよいとしている。これに対して教部省は「此日改正可相達事」と回答し、さらに五月一九日に「御陵守戸之儀ニ付、当三月中伺及指令候旨も有之候処、追而一般改正可相達候条、当分御陵今隔遠之地ニ住居之者令免職更ニ御陵接近居住之者ニ而適宜人撰申付ケ候儀ハ不苦候事」[34]と奈良県に達している。この時点で既に、教部省では管理者をめぐる「一般改正」が検討されていたことが窺われる。[35]奈良県では人撰等は行われておらず、教部省の改正を待つことにしたのだろう。

こうした経緯を経て、明治七年四月二日、教部大輔宍戸璣は管理制度の改革に向けて「御陵墓取締其他御改正之儀ニ付伺」を太政大臣三条実美に提出した。[36]

御陵之儀先年以来御修営往代之盛美ニ被為復、御維新之後ハ式年之御祭典始諸般御改正ニ有之候処、泉涌寺其外諸寺ニ被為在候ハ未御陵地・寺地之区別相立不居申、不都合之次第候条、速ニ御改正之上、諸陵掛リ及陵司イカ御差置有之度、并ニ皇后・皇妃・皇子・皇女等御陵墓之儀モ帝陵ニ準シ、夫々御処分有之、総テ御歴代皇

霊御式年之振合ヲ以御祭祀被仰出度、仍テ別紙御達案等相添、此段相伺候也

この伺では、泉涌寺以下諸寺院の寺院地と陵地の「区別」の明確化、及び諸皇族墓の天皇陵に準じた処分とそれに伴う皇霊式年祭祀の整備が求められている。伺には続けて三つの太政官達案と一つの教部省達案が付されている。太政官達案の内容は、①陵墓地と寺院地の「経界区別」決定の上、教部省へ届けること、②陵墓守護職員改正、③式部寮宛の諸皇族墓式年祭典を皇霊同列とすること、教部省達案は、④陵墓守護の人員を決定の上、教部省へ届けることである。ここでは特に②に注目したい。具体的には、各府県に大属を兼勤する「諸陵掛」を一員ずつ置いて管内陵墓事務の一切を担当させ、陵司を監督させる。各陵毎に教部省判任・地方官一一等で月給を神官に准じた「陵司」と「陵掌」二・三人、各墓に「墓掌」一人を置き、陵墓が近い所にいくつかある場合は「兼掌」させる。「陵司」は、「日々山陵ヲ巡護シ陵掌ノ勤惰ヲ検スルヲ掌ル、若シ破損非常等アラハ諸陵掛ニ照会シ共ニ其地方官長ニ具状シテ処分ヲ受クヘシ」とし、墓の場合は最寄区戸長に兼務させる。「陵掌」は月給三円五〇銭、「墓掌」は月給三円で、「山陵ヲ掃除シ及ビ守衛ヲ掌ル」としている。「陵司」の構想は明治三年『神祇官陵記』の⑥とほぼ同様で、達案③も諸陵寮以来の案であることから、諸陵寮期の陵墓行政の課題が引き継がれていたことが分かる。

この伺を受けて、左院では五月一〇日に審議を行い、意見と修正案を正院に提示し、五月二〇日教部省にも下問した。左院で問題とされたのは、教部省案では陵墓破損の際、「諸陵掛」・「陵司」・地方官のいずれにその責任があるのか判然としないこと、墓管理を区戸長に兼掌させるとその俸給の拠出元が官民いずれか判然としないこと、さらに、諸皇族例祭を歴代皇霊と同列に扱うことで皇霊への崇敬が軽くなること、であった。そのため、陵墓事務は

一切地方官に任せ、地方職制中に陵掌等を置いて、教部省は「考証探覈」のみを所轄するべきだとしている。さらに達案にも逐一訂正が加えられ、教部省に下問されている。これに対して、陵掌墓掌を等外官とするか判任官とするかで再審議が行われ、判任にする利点がないとして等外官とされた。

こうして、明治七年八月三日の「山陵并ニ皇后御陵・皇妃・皇子・皇女御墓」に陵墓掌丁を置くという太政官達第一〇二号[37]を以て長・守戸は廃止され、新たに陵墓掌丁が設置される。各陵墓に陵墓掌一人と陵墓丁一人の二名ずつが置かれることになり、陵墓が近い所にいくつかある場合は「兼掌」するとしている。陵掌は等外三等、墓掌は等外四等とされ、「日々陵墓ヲ巡護シ」「陵丁墓丁ノ勤惰ヲ検スルヲ掌ル、若シ破損異常等アラバ知事令或ハ参事ニ具状シテ其處分ヲ受クベシ」とされた。陵丁には月給四円、墓丁には月給三円が支給され、「陵墓ヲ掃除シ及ビ守衛スルヲ掌ル」と規定された。職務については、長・守戸のそれがほぼ引き継がれる一方、人数が削減され、官吏として明確に位置づけられ、待遇面で大きな変更が加えられたのである。同日、泉涌寺以下の寺院地と陵墓地との「経界区別」のための検査を命じた太政官達第一〇三号[38]と、教部省内に諸陵掛を設け「現存候分巡検保存、並埋没之分考証探覈」を管轄するとした太政官達[39]も出されている。

以上のように、寺院は陵墓管理から完全に排除され、陵墓地と寺院地が分離されることで、泉涌寺以下諸寺院と陵墓の関係が制度上において最終的に断ち切られ、維新以来の課題であった陵墓の神仏分離が実現したのである。また、長・守戸が廃止され、陵墓管理者が府県官吏とされることで、村・地域社会の規定性がある程度払拭された。これによって、皇后・皇妃・皇子・皇女以下の諸皇族墓の探索・治定にも対応が可能となった[40]。こうして、陵墓管理における村・地域社会の規定性が一定度払拭され、合わせて神仏分離という課題が克服され、陵墓管理への教部

省・府県の支配がより貫徹する段階に移行し、陵墓政策も新たな段階を迎えることになったのである。

第二節　改革への対応と陵墓掌丁体制

各府県は八月三日の太政官達第一〇二号を受け、それぞれ改革に取りかかる。まず、九月一五日には教部省が各府県に対し、速やかに掌丁を任命し、その姓名を届け出るように達する。[41] これに対し、京都府では、管下に膨大な諸皇族墓が存在するため、九月七日に桂・有栖川・伏見・閑院の四宮家墓に掌丁を設置するのかを教部省へ問い合わせた上で、[42] 一〇月一五日に守戸を免じ、[43] 以後順々に陵墓掌丁の人選・任命を進めていった。奈良県では、一〇月二〇日の未定陵への陵掌設置の伺や、[44] 一〇月三〇日の神武陵陵丁の二名増員願ではいまだ「陵墓掌丁取調中」とあり、[45] ようやく一〇月三〇日に県下に翌日付けで長・守戸を廃止する旨が達せられる状況であった。[46] 陵墓掌丁の選任には、なお時間を要したと考えられる。堺県の場合、九月二五日に長・守戸に対して廃止が伝達され、二八日には各守戸から免役の受証が県に提出されている。[47] その後一〇月二日にはひとまず三・四陵を一人の陵掌に管理させ、[48] 一一月二〇日に各陵毎の新たな陵掌が任命されている。例えば、一〇月二日以降、桃井直正は応神・清寧・仁賢・安閑陵を管理し、一一月三〇日に清寧陵を乾長三郎に引き継いでいる。[49] 京都府・奈良県と異なり、堺県ではスムーズに移行が行われている。こうした府県毎の違いは、堺県下の陵墓が奈良県・京都府よりも少なかったことや、各府県の長・守戸の人的構成の違いなどに起因すると考えられる。

陵墓掌丁の人的構成の特徴をまとめると、京都府・堺県では長・守戸を勤めていた人物との連続性がある程度見られるが、奈良県では数名を除いてほぼ連続性は認められない。[50] 奈良県・堺県では掌丁は長期間在職しているが、

京都府では大規模な異動が行われている。例えば、乙訓郡物集女村庄屋であった中山武左衛門は、慶応二年一二月に淳和天皇火葬所の守戸となり、明治七年一〇月には守戸を免じられているものの、翌八年三月にはそのまま淳和陵と火葬所の陵丁となり、明治一〇年九月一三日には皇后藤原氏高畠陵の陵丁に異動している。[51] 京都府では、この九月一三日皇族墓を含む陵墓掌丁の一〇〇人規模での異動が行われている。[52] 長・守戸による管理ではこうした異動は到底不可能であり、陵墓管理者の官吏化を物語る。堺県では『堺県職員録』[53]の末尾に陵墓掌の姓名が掲載されている。これらは、いずれも陵墓掌丁の府県官吏としての性格を示しているといえよう。

また、奈良県は著しく士族の割合が高いことが特徴で、多くの場合、管掌陵墓近隣の戸長や村惣代宅に寄留して管理に当たっている。例えば、大和国葛下郡北花内村の飯豊陵では、堺県士族荒川栄次が陵丁となり、同村の吉川房吉宅に寄留している。陵掌桜井知新も同村中島善三郎方に寄留している。[54] 寄留先が元々守戸を勤めた人物であるため、村と全く隔絶した管理であったかは検討の余地があるが、それまで全く関係のなかった人物が派遣されていることから、長・守戸による管理よりは官僚化しているとみてよかろう。

一方、免じられた長・守戸達はどのような反応をみせたのだろうか。結論的にいえば、三・四例の例外を除いて再任願などはほとんどみられなかった。これは、幕末期における積極的な任命願の動きとは極めて対照的である。陵墓掌丁への再任を願った例としては、まず、堺県の後村上陵の元取締観心寺と塔頭四名が掌丁差加を願い出て「難及詮議候」と却下されている。[55] これは、寺院による管理が否定されたためと考えられる。吉野の後醍醐陵でも元長役龍見為忠が、南朝に尽くした「祖先ノ実効」を顕すために掌丁に採用して欲しいと歎願するが「依願採用スヘキ筋ニ無之」と却下されている。[56] こうした由緒は、幕末期以来の克服課題であった在地社会の規定性そのものであっ

たため否定されたと理解できる。京都府では、一〇月二五日般舟院元家来で「御牌殿且御陵・御墓等旧来御掃除万端相勤」てきた「旧因」から、安楽行院深草一二陵元守戸の三名が「諸御陵ハ勿論御墓所も御再興」されると聞き陵丁・墓丁への差加を京都府に願い出ている。また、亀山天皇分骨所元長役の南禅寺村磯谷台陽が村内の親王墓・女院墓の墓掌丁への差加を願い、花園陵元守戸の山本安次郎が掌丁差加を願っている。いずれも京都府から「追而詮議」する旨の返答を受けているが[57]、陵墓掌丁名簿[58]にその名が見えず、それぞれの由緒に基づく管理が否定され、聞き届けられなかったものと考えられる。

こうした中で、泉涌寺は天皇家との強い関わりを主張し、最も執拗に抵抗した。八月二八日の口上書では、陵掌が置かれることは「寺門之功義モ一時灰燼と相成候段、慨歎至極ニ奉存候」と述べ[59]、九月二三日孝明天皇陵への供物献備を京都府に願い出る[60]。ここでは、「開化文明之御世体ヲ案スルニ、神官・僧侶其分チ在リト雖モ其職義異ナル事ナシ、然ハ神仏之祖隔論ス迄モ無之哉ニ愚案仕候、畢竟着用之服異ナルカ故ニ右之憚恐有之歟ニ存候、右ヲ以自今御寺門住持次席之者左之名々ヲ以御供之節ハ烏帽子及浄衣等ヲ着シ、右山陵へ毎月一日・十五日・三十日右三ケ度清浄之器械ヲ以別紙之通御供物奉献備度奉存候」と、文明開化の現在、神官・僧侶は職分において区別はなく、必要ならば寺の関係者に烏帽子・浄衣を着せて供物を行わせるという苦しい論理で孝明陵との関係継続を求めている。この扱いを京都府から問い合わせられた教部省は、「今日已ニ御陵墓地・寺院地之境界区別モ相立候儀ニ付、従前之所縁ヲ以テハ難届筋(聞脱カ)ト存候」としながら、太政大臣に一応の指揮を仰ぎ、最終的に「願之趣難聞届候」との回答がなされる。泉涌寺は一〇月にも陵墓掌丁の兼務を京都府に願い出るが、一一月二四日教部省は「陵掌兼務之義難聞届候事」として、完全に陵墓管理から排除するのである[61]。このように、泉涌寺等は陵墓・天皇家との繋がり

の維持を願う一方、教部省は寺院による管理や由緒に基づく結びつきを切断したのである。

おわりに

以上、本章では、維新期の諸陵寮の実態・政策課題を中心に検討することで、幕末維新期の陵墓政策の特質と展開を明らかにした。幕末期に形成された陵墓管理制度では、陵墓と寺院・村・地域社会の旧来の関係を含み込むことでようやく管理が実現していた。さらに維新後には、神仏分離の流れの中で、陵墓と仏教のつながりや穢観を払拭することがより喫緊の課題となった。こうした課題の克服を目指して神祇官内に設置されたのが諸陵寮であった。幕末の修陵関係者が結集した諸陵寮では、徹底した神仏分離案や管理制度の改革、諸皇族墓の探索・祭祀などが具体的に検討されていた。ところが、神仏分離は容易に進めることができず、また神祇官全体としては神祇祭祀とともに皇霊祭祀の整備が優先されたため、諸陵寮は政策課題を網羅的に提起しつつも、これらを実現できないまま明治四年八月に廃止された。陵墓政策を引き継いだ教部省では、ようやく明治七年八月にいたって、神仏分離と、管理制度からの在地社会の規定性を払拭する改革が実現した。これに対して、泉涌寺等からは由緒に基づいた関係継続・管理者再任願が出されるが、教部省は寺院による管理や由緒に基づく関係を明確に否定し、府県官吏である陵墓掌丁による管理体制を構築したのである。ここに、寺院や在地社会との結びつきを断ち切った、天皇制を支える近代の陵墓の出発点があるといえよう。一旦、村々との直接的関係が断ち切られることで、ようやく陵墓は全国の「臣民」の崇敬を集める条件を備えることになった。ただし、陵墓への広範な崇敬がみられるのは明治末年から大正期頃に至ってである。そこでは、幕末維新期とは異なった形で、周辺村々や寺院が再度陵墓との関わり・由緒を

主張するようになると考えられる。こうした動向については今後の課題としたい。

注

（1）村上重良『天皇の祭祀』（岩波新書、一九七七年）、安丸良夫『神々の明治維新』（岩波新書、一九七九年）、羽賀祥二『明治維新と宗教』（筑摩書房、一九九四年）。

（2）戸原純一「幕末の修陵について」（『書陵部紀要』一六、一九六四年）、堀田啓一「江戸時代『山陵』の捜索と修補について」（『日本古代の陵墓』吉川弘文館、二〇〇一年、初出一九七四年）、大平聡「公武合体運動と文久の修陵」（『考古学研究』一二二、一九八四年）。

（3）茂木雅博『天皇陵の研究』（同成社、一九九〇年）、外池昇『幕末・明治期の陵墓』（吉川弘文館、一九九七年）。

（4）藤井貞文「明治新政と山陵の措置」（『国史学』六、一九三一年）、武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』（大明堂、一九九六年）、同「明治諸陵寮設置の一考察」（『明治聖徳記念学会紀要』復刻第二二号、一九九七年）。

（5）拙稿「幕末維新期の開化天皇陵の創出をめぐる動向 ――地域社会の受容を中心に ――」（『日本史研究』四七八、二〇〇二年）、「陵墓管理制度の形成と村・地域社会 ――幕末期を中心に ――」（『日本史研究』五二一、二〇〇六年）、「幕末維新期の陵墓と村・地域社会 ――飯豊天皇陵の祭祀・管理を中心に ――」（『歴史評論』六七三、二〇〇六年）、「幕末維新期畿内の権力と地域社会 ――山陵普請・管理を素材に ――」（『ヒストリア』二〇八、二〇〇八年）、「朝廷「権威」と在地社会」（『近世の天皇・朝廷研究 ――第1回大会成果報告集 ――』二〇〇八年）。

（6）拙稿「幕末維新期の陵墓・皇霊祭祀の形成」（『歴史科学』一八二、二〇〇五年）。なお、「維新期」といった場合、厳密には明治四年の廃藩置県までの「維新政権」期を指し、本稿で論及する明治七・八年は「明治新政権」期と呼びうるが、当該期を指す適切な表現がないことと、本稿の内容から、便宜的に「維新期」としておく。

（7）注（4）藤井前掲論文、武田前掲書・論文。

（8）この審議をめぐっては、注（4）藤井前掲論文、高木博志「天皇をめぐる『聖』『穢』の変容」（『近代天皇制の文化史的研究』校倉書房、一九九七年、初出一九九〇年）、外池昇「陵墓観の変遷」（注（3）外池前掲書所収、初出一九八六年）、

高木博志「陵墓の近代 ――皇霊と皇室財産の形成を論点に ――」（篠原徹編『近代日本の他者像と自画像』柏書房、二〇〇一年）等参照。また、近代国家形成における「穢れ」の解除の視点から皇霊祭祀を扱ったものに、森謙二「家（家族）と村の法秩序」（新体系日本史『法社会史』山川出版社、二〇〇一年）がある。

（9）『復古記』第四冊。『明治天皇紀』第一、六九三～六九四頁。

（10）注（8）高木前掲二〇〇一年論文、一四一～一四三頁。

（11）平田派国学者矢野玄道は、慶応四年閏四月一四日の『御陵意見矢野玄道稿』（宮内庁書陵部図書課所蔵）で、「死穢による「山陵＝穢」観を表明している。矢野は、明治三年一〇月二一日の建白書（『中御門家文書』下巻）でも、「神祇ト山陵トハ其趣意格別成事勿論ニ御座候処、神祇官ハ隷シ諸陵寮ヲ被為置候ては御条理難立候事」と諸陵寮が神祇官内にあることすら問題視しているが、こうした認識の方が公家層の伝統的意識に近いものだった。

（12）（13）『法規分類大全』官職門、官制神祇省、八頁。

（14）阪本是丸「明治初年の神祇政策と国学者」（『明治維新と国学者』大明堂、一九九四年）六一頁。

（15）『諸陵関係雑雑』（宮内庁書陵部図書課所蔵）。以下の史料を含め、傍線は引用者による。

（16）『神祇官陵記』（宮内庁書陵部図書課所蔵）。

（17）『御陵御改正案』（宮内庁書陵部図書課所蔵）。

（18）注（4）藤井前掲論文、注（3）外池前掲書第四章第二節三三二～三三三頁。

（19）『崇光天皇陵御取建一件諸記』（宮内庁書陵部図書課所蔵）。「開化天皇御山陵御造営一件」（奈良市念仏寺所蔵文書）。

（20）中村明蔵「江戸後期地誌諸書における神代三山陵の位置」（『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版、一九八一年）、青木満「近世後期の『神代三代』と南九州 ――本居宣長・白尾国柱と『神跡』の発見 ――」（『日本思想史研究会会報』二〇、二〇〇三年）。

（21）『明治天皇紀』第三、二八一頁。

（22）藤田覚『幕末の天皇』（講談社選書メチエ、一九九四年）一三二頁、同「天皇号の再興」（『近世政治史と天皇』吉川弘文館、一九九九年）。

（23）『明治天皇紀』第二、三五五頁。

（24）武田秀章「孝明天皇大喪儀・山陵造営の一考察」（注（4）武田前掲書所収、初出一九九二・一九九三年）。
（25）阪本健一「宮中の神仏分離」（『明治維新神道百年史』四、神道文化会、一九六六年）、注（1）羽賀前掲書、注（8）高木前掲書第一章「明治維新と大嘗祭」。武田秀章「明治大嘗祭前史の一考察」「明治大嘗祭の一考察」注（4）武田前掲書所収（初出はいずれも一九九〇年）。
（26）『公文録』己巳神祇官上申。
（27）『明治天皇紀』第二、三五五頁。
（28）近世の世襲親王家は、中世以来の伏見宮、近世初頭に創設された桂宮・有栖川宮、享保三年に設置された閑院宮の四家であるが、禁中并公家中諸法度ではその席次が大臣等三公の下とされた。
（29）今井堯「明治以降陵墓決定の実態と特質」（『歴史評論』三二一、一九七七年）。注（3）外池前掲書第三章「陵墓伝承と明治政府」（初出一九八五・一九九一・一九九五年）。
（30）今井堯「陵墓参考地について」（『考古学研究』一一八、一九八三年）。外池昇『事典陵墓参考地 ――もうひとつの天皇陵 ――』（吉川弘文館、二〇〇五年）。
（31）阪本是丸「春秋二季皇霊祭の制定過程」（『神道学』一一八、一九八三年）。
（32）『法規分類大全』官職門、官制神祇省、八頁。
（33）「御陵守之儀ニ付伺書」（奈良県行政文書『社寺ニ関スル官省伺之件』奈良県立図書情報館所蔵）。
（34）奈良県行政文書『社寺ニ関スル官省寮達及往復之件』（奈良県立図書情報館所蔵）。
（35）注（34）前掲『社寺ニ関スル官省寮達及往復之件』には、明治六年一月二四日付の「諸御陵長守戸至急取調之筋有之候ニ付、現今奉職之者住所姓名無洩相認、早々可被差出候也」という奈良県宛教部省の達がある。この取調が「一般改正」のためのものとすれば、一月時点でそうした準備がなされていたことになり、神祇官（省）の政策修正の一環として捉え得ると考えられるが、詳細は不明である。
（36）『公文録』明治七年八月教部省伺。以下、教部省と左院における改正議論は全てこれに依る。
（37）『法令全書』第七巻、明治七年八月三日太政官達第一〇二号。
（38）『法令全書』第七巻、明治七年八月三日太政官達第一〇三号。陵墓地は、明治六年三月二五日太政官布告第一〇四号（『法

令全書』第六巻）で官国幣社・府県社とともに「神地」とされており、明治七年一一月七日太政官布告第一二〇号で伊勢神宮・官国幣社・府県社・非民有社地とても官有地第一種神地として、「地券ヲ発セズ地租ヲ課セズ区入費ヲ賦セザルヲ法トス」とされた。

（39）『法令全書』第七巻、明治七年八月三日太政官達。

（40）明治八年一月七日に法親王・落飾皇女・四親王家歴代等の墓への掌丁の設置（『法令全書』第八巻、教部省達第一号）、明治九年四月二九日に女院・准后に列した妃嬪夫人女御の墓への掌丁の設置（『法令全書』第九巻、教部省達第一七号）がそれぞれ達せられ、各所在寺院からの届けや官員の調査を踏まえて治定・管理が進められた。

（41）『法令全書』第七巻、明治七年九月一五日教部省達書第三八号。

（42）『社寺諸官往復』（宮内庁書陵部図書課所蔵）。

（43）『崇光天皇陵御取建一件諸記』（宮内庁書陵部図書課所蔵）。

（44）（45）『社寺ニ関スル内務教部両省へ伺上伸之件』、『陵墓に関する達布告抜萃』（宮内庁書陵部図書課所蔵）。

（46）『御布令写帳』（奈良県立図書情報館藤田文庫文献資料集・南新町旧蔵文書）。

（47）『仲哀天皇陵以下河内国諸陵長守戸御陵向控・河内国諸陵長守戸御断書』（宮内庁書陵部陵墓課所蔵）。本史料は河内国丹南郡岡村岡田家文書を筆写したものである。

（48）山中永之佑編『羽曳野叢書六堺県法令集二』（羽曳野市、一九九三年）。

（49）「乾正人氏文書」（羽曳野市史編纂委員会『羽曳野市史』第六巻史料編四、一九八五年）。

（50）陵墓掌丁の名簿は、奈良県・堺県は『大阪府庁文書』（宮内庁書陵部図書課所蔵）、京都府は『太政官并諸官省上申銘書抜書』（京都府庁文書）・『御陵墓明鑑』（向日市文化資料館寄託中山祥夫家文書）にある。

（51）「履歴書」（向日市文化資料館寄託中山祥夫家文書）。

（52）注（42）前掲『社寺諸官往復』。

（53）『堺県職員録』（奈良県立図書情報館所蔵写真版）。

（54）吉川八郎家文書「北花内村飯豊天皇陵関係届綴」（天理大学附属図書館所蔵）。注（5）前掲拙稿C参照。

（55）（56）注（50）前掲『大阪府庁文書』二。

（57）『御陵墓所在書上』（宮内庁書陵部図書課所蔵）。
（58）注（50）前掲『御陵墓明鑑』。
（59）『泉涌寺史』本文篇、四八六頁。
（60）『公文録』明治七年十月教部省伺。
（61）注（48）前掲『社寺諸官往復』。

（大学院博士後期課程修了）

SUMMARY

The Characteristic and the Development of the Imperial Mausoleum Policy of the Meiji Restoration

Hisao UEDA

For the late Tokugawa period period, the Imperial mausoleum was restored on a large scale, and new managers was installed.

In the revolution back, the gods and Buddha separation of the Imperial mausoleum and the reform of the management system became the problem. This was to make Imperial mausoleum the thing which coped with the Emperor system of Japan nation in the formation process. Because recognition to become corrupt at first in the Imperial mausoleum was strong, the revolution government establishes the Imperial mausoleum official, and gods and Buddha separation will be aimed at. The restoration of the Imperial mausoleum of the late Tokugawa period and the person in charge of the historical investigation concentrated in an Imperial mausoleum official. With the Imperial mausoleum official, wide policy problems such as the gods and Buddha separation of the Imperial mausoleum, religious service and genealogical maintenance, the reform of the management system were examined. However, the Imperial mausoleum official was abolished as it was not able to achieve a problem.

In 1874, the gods and Buddha separation of the Imperial mausoleum and the reform of the management system are carried out afterwards by a government office of the religion（教部省）. The management of Imperial mausoleum carried by a citizen will be taken till then hereby by a bureaucrat of the prefectures. Since the early modern times, Sennyu-ji Temple（泉涌寺）included a strong connection with the imperial family in tried resistance, but the relations were cut off. The revolution government overcame the rule characteristics of a temple since the late Tokugawa period and a village / the community, and the modern Imperial mausoleum which supported the Emperor system of Japan departed in this way.

キーワード：維新期，諸陵寮，神仏分離，陵墓管理制度